

# 公益財団法人 金沢市スポーツ事業団 スポーツ推進事業スポーツ教室等受講規約

本規約は、公益財団法人 金沢市スポーツ事業団（以下「事業団」という）が実施するスポーツ教室等を受講するための条件を定めるものです。必ず、本規約をご理解のうえ受講してください。

## 第1条（目的）

本事業は、市民のスポーツ振興及び健康増進に関する事業を通じて、市民の心身の健全な発達や健康で活力ある生活の形成に寄与することを目的とします。

## 第2条（受講生）

受講生とは、本事業の目的を理解し、本規約の遵守を同意したうえで受講を申込み、事業団が認め登録した者を受講生とします。なお、受講生としての資格や受講の権利を第三者に譲渡することはできません。

## 第3条（受講カード）

- (1) 通年教室の受講生には受講カードを発行します。受講の際には、受講カードを携帯し、求めに応じて提示してください。
- (2) 受講カードは記載された本人のみが利用できることとし、第三者への貸与、譲渡はできません。
- (3) 受講カードを紛失、汚損等した場合は、再発行します。
- (4) 受講生でなくなったときは、事業団の指示により受講カードを返却してください。

## 第4条（スポーツ教室等の内容）

- (1) スポーツ教室等のクラス、受講料、開講日時等は、別途定めます。
- (2) 受講料、開講日時、会場、活動内容は、都合により変更する場合があります。

## 第5条（受講申込み）

- (1) スポーツ教室等の受講を希望するときは、事業団が指定する方法によりお申し込みください。
- (2) 受講申込みが承認されたときは、受講生として登録されます。
- (3) 受講対象者が未成年の場合は、保護者の同意が必要です。
- (4) 受講申込みにより登録されたクラスのみ受講できます。
- (5) 事業団の判断により、受講の申込み又は受講をお断りする場合があります。

## 第6条（受講料）

- (1) 受講料は、事業団が指定する方法により期日までにお支払ください。支払方法によっては手数料が加算される場合があります。
- (2) 納入された受講料は返金いたしません。
- (3) 受講料の減額や受講日の振替はありません。ただし、天災等やむを得ない事由があるとき又は事業団の都合による休講の場合は、受講料の減額又は日時の振替をすることがあります。

- (4) 欠席や講師の正当な指示による受講中止を行った場合の受講料の減額や受講日の振替はありません。
- (5) 日時の振替を行う場合は、振替日に出席できなくても受講料の減額はありません。
- (6) 受講料の未入金や振替不能等により再度請求するときには事務手数料を加算します。

#### 第7条（受講登録取消）

- (1) 受講を取消したい場合は、取消希望月の前月末日までに事業団の指定する方法で手続きを行ってください。
- (2) 取消希望月以降に手続きをされた場合は、手続きをされた月以前の受講料は発生しますのでお支払いが必要です。

#### 第8条（クラス登録変更）

- (1) 受講しているクラスを変更したい場合は、変更希望月の前月末日までに事業団が指定する方法で手続きを行ってください。
- (2) 変更希望月以降に手続きをされた場合は、手続きをされた月以前のクラスの受講料は発生しますのでお支払いが必要です。この場合でも、変更後のクラスへの登録を希望する場合は、その受講料も発生しますのでお支払いが必要です。

#### 第9条（キャンセル待ち）

- (1) 通年教室で定員に空きがないときは、キャンセル待ち登録をできる場合があります。
- (2) 希望クラスの対象者（学年や年齢）に該当する場合のみキャンセル待ちの登録が可能です。ただし、4月から対象者（学年や年齢）に該当する場合は、その前月である3月1日からキャンセル待ちの登録が可能です。
- (3) キャンセル待ち人数に上限を設ける場合があります。
- (4) キャンセル待ちに有効期限を設ける場合があります。その場合の有効期限は、登録日の属する年度の翌年度末までとします。
- (5) 対象者に該当しなくなった場合又は有効期限後は、自動的にキャンセル待ちの登録は抹消されます。
- (6) 短期教室は、キャンセル待ちの対象外です。

#### 第10条（登録の抹消）

受講生が以下の各号のいずれかに該当するときは、受講登録を抹消することがあります。

- (1) 本規約に違反し、受講生として不適格と判断したとき。
- (2) 受講に係る各手続きに対し、虚偽の申告があったとき。
- (3) 受講料の滞納や支払い請求に応じないとき。
- (4) 3カ月以上の無断欠席があったとき。
- (5) 講師や他の受講生に迷惑をかける行為を行ったとき。
- (6) 当事業の運営に支障を与える行為をしたとき又はする恐れがあるとき。

#### 第11条（受講について）

- (1) スポーツ教室等の受講の際には、講師の指示及び会場が定める施設の利用ルールに従い受講してください。

- (2) 体調不良の場合は、受講をご遠慮ください。
- (3) 受講生や施設の安全の確保のため、受講中であっても講師や施設職員の指示により、クラス全体又は個人に対して受講を中止する場合があります。
- (4) 遅刻、欠席の場合は、必ず事業団に連絡をしてください。

#### 第12条（登録情報の利用）

事業団が定める個人情報保護方針及び個人情報取扱いの同意文（スポーツ推進事業用）に定める範囲で登録情報を利用します。

#### 第13条（登録情報の変更）

住所、電話番号等、受講生の登録情報に変更があったときは速やかに事業団の指定する方法で変更の手続きを行ってください。

#### 第14条（受講に際しての注意事項）

- (1) 受講生及び保護者は、スポーツ活動の危険性を理解し、自己の責任において受講するものとします。受講中の行動に起因したけが等については、事業団が加入する保険の範囲内でのみ補償します。
- (2) 受講の都度、自己の健康状態を把握したうえで受講を判断してください。また、持病や心身の不調、障がいをお持ちの方、通院、服薬されている方につきましては、医師から許可を得て受講してください。
- (3) 講師や他の受講生とのトラブル等には、事業団は関知いたしません。
- (4) 講師を指定することはできません。また、講師の体調不良や不測の事故等により、講師が変更となる場合があります。その場合、活動内容を変更する場合があります。
- (5) スポーツ教室等の会場への受講生以外の入場をお断りする場合があります。
- (6) スポーツ教室等を無断で録画、録音、撮影することはご遠慮ください。
- (7) 貴重品、持ち物などは自己及び保護者の責任において管理し、盗難、紛失、破損等のいかなる被害にも事業団は一切責任を負いません。
- (8) 各手続きが可能な営業日は、年末年始を除く平日の午前9時から午後5時30分までです。また、各手続きの締切日が休業日にあたる場合は、その直前の営業日を締切日とします。
- (9) 受講生が事業団及び施設の備品、器具、用具等を破損、紛失させたとき又は第三者に被害を与えたときは、当該受講生がその賠償の責を負うこととします。
- (10) 広報や記録のためスポーツ教室等の活動の様子を撮影、録画し、ホームページやSNS、紙面等に掲載する場合があります。また、報道機関等の取材が入る場合があります。
- (11) 連絡事項やお知らせは、登録されたメール又はホームページ等への掲載により行います。

#### 第15条（規約の改定）

本規約は、必要に応じて改定する場合があります。その場合は、ホームページ等にて告知のうえ新たな規約を掲載しますので、受講の都度規約をご確認ください。掲載後にスポーツ教室等を受講したときは、新たな規約に同意したとみなします。

## 第16条（その他）

この規約に定めのない事項は、別に定めます。また、事案によっては、協議により決定する場合があります。

### <附則>

本会則は、平成19年4月1日から施行します。

本会則は、平成21年4月1日から施行します。

本受講については、平成23年4月1日から施行します。

本要項は、平成24年3月1日から施行します。

本要項は、平成25年12月1日から施行します。

本要項は、平成27年4月1日から施行します。

本規約は、令和5年3月1日から施行します。